

(5) 新制度への移行後の連携体制

不適正盛土への対応力強化に向けた連携

- 令和6年度の新制度移行により、「盛土のあり方検討会議」としては一定の役割を完遂
 - 不適正な盛土行為に適切に対処するためには、継続的な組織間の連携が重要
- ⇒ 令和6年度の新制度移行に合わせ、不適正盛土等への対応に向けた連携体制を構築

□ 新たな会議体の設置

- 組織間で監視や指導の状況を随時共有するため、「盛土のあり方検討会議」を廃止し、「**不適正盛土対策連絡調整会議（仮称）**」を設置
- 会議は、本会議・部会メンバーのうち、関係業務の実務を担う部署で構成するとともに、違反者への告発等も見据え、**警視庁にも参加を依頼**

【構成（案）】		
都市整備局	市街地整備部	区画整理課（事務局）
環境局	自然環境部	緑環境課
建設局	河川部	計画課
産業労働局	商工部	地域産業振興課
	農林水産部	森林課
警視庁	生活安全部	生活経済課
		生活環境課
八王子市	まちなみ整備部	開発審査課

□ 警察との連携

- 現行法令においても、違反者が反社会的勢力であるなどにより、対応に苦慮している場合が存在することから、警察と連携し、対応力を強化
- 令和6年度は、試行として、合同での定期パトロール実施、過去・現行の違反案件対応への分析を行い、将来的な連携体制等について検討を実施